

令和5年12月11日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

## 建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

# 目 次

ページ

(報告事項)

I	神奈川県営水道事業審議会からの答申及び県営水道の対応について-----	1
II	「神奈川県営水道長期構想」の案及び次期「神奈川県営水道事業経営計画」 の案について-----	6
III	「神奈川県電気・ダム管理事業計画」の案について-----	9
IV	神奈川県内5水道事業者が目指す水道システム再構築について-----	11
V	箱根地区水道事業包括委託（第3期）の事業者選定結果について-----	13
VI	相模ダムリニューアル事業実施計画について-----	15
VII	水道メータの不適正検針に係る再点検結果について-----	18

## I 神奈川県営水道事業審議会からの答申及び県営水道の対応について

令和5年11月8日に神奈川県営水道事業審議会から答申の提出を受けた。答申の概要を報告するとともに、答申を踏まえた企業庁の対応案を報告する。

### 1 答申の概要

#### (1) 施設整備のあり方

県営水道の施設は、1970年代以降の県内人口が大幅に増加した時期に大量に整備されており、これらの水道施設が順次更新時期を迎える。

また、大規模地震発生への懸念や自然災害の激甚化を踏まえた水道施設の耐震化、浸水対策、停電対策等を着実に講じることに加え、要求水準の高まる水質管理にも適切に対応していかなければならない。

さらに、今後の人口減少の進展に伴い更なる水需要の減少が見込まれることを踏まえ、需要に応じた施設規模に最適化していくことが求められる。

こうした県営水道を取り巻く環境を踏まえ、将来にわたり生活に必要な水を安定的に供給し続けるという水道事業者の使命を果たしていくことを目的に、長期的な視点に立って施設整備のあり方について検討を行った。

#### ア 施設整備の方向性と目指す姿

県営水道を取り巻く環境を基に、施設整備で実現する未来の水道を議論し、4つの方向性と9つの目指す姿を整理。

#### イ 戦略的な管路整備

- ・ 水道管路の老朽化対策、耐震化等の取組として、更新延長だけでなく、災害発生時の被害の抑制や早期復旧などの効果に着目した戦略的な管路整備を実施することが望ましい。
- ・ 災害時における効果という観点から、管路更新の優先度を見極め、基幹管路や、重要施設への供給管路、復旧困難箇所を先行的に更新した場合、30年後には、基幹管路の耐震適合率が100%、残存老朽管延長がゼロとなる見通しを確認。
- ・ 上記の結果を踏まえ、戦略的な管路整備の効果について、現状のペースで更新した場合と比較すると、震度7クラスの大規模地震が発生した際の被害想定では、復旧日数が12日間短縮され、18日間での復旧が可能となることが見込まれる。

## ウ 施設整備の水準

- ・ アセットマネジメントの手法に基づき、今後100年間の更新費用を算出した結果、年平均305億円が必要な水準であることを確認。
- ・ 令和6年度からの5か年では、大規模施設の更新や寒川第2浄水場の廃止に向けて、長期的水準である305億円を上回る施設整備費が見込まれるが、将来的なコスト削減の効果を示した上で、先行投資として進めることが適当。
- ・ 増大する事業量に対応するため、県営水道の執行体制とともに、工事等を請け負う民間事業者側の体制を強化していくことが必要。
- ・ 施設の長寿命化やダウンサイジングにより費用の削減を進めることに加え、新技術の活用による業務の一層の効率化や、国庫補助金等の公的資金の積極的な活用など、水道使用者の負担をできる限り抑えるためにも、財源確保に向けた不断の経営努力が求められる。

## (2) 水道料金のあり方

水道事業運営の財政基盤である水道料金収入は減少傾向で推移しており、今後も人口減少社会の進展により、水道料金収入のさらなる減少が見込まれている。

県営水道が将来にわたり安定的に事業運営を継続し、安心安全な水道を未来に残すために、将来の財政収支見通しを踏まえ、経営の安定化や負担の公平性に加え、生活用水の使用者への配慮という点から、県営水道にふさわしい水道料金のあり方について検討を行った。

### 【水道料金のあり方と方向性】

- ・ 現行の「用途別料金体系」から「口径別料金体系」へ転換
- ・ 基本料金収入の割合の引き上げ（現行の24%から、41%を目標に段階的に引き上げ）
- ・ 水道管の口径に応じた基本水量の設定。従量料金単価は用途にかかわらず統一
- ・ 逓増制の見直し（逓増度の段階的な緩和）
- ・ 次期経営計画期間における財政収支見通しをもとに、算定期間を4年6か月として試算した結果の必要な改定率は概ね25%。
- ・ 水道使用者の生活等への影響を考慮し、財政収支見通しを精査し、改定率の抑制努力と必要な調整を行うこと
- ・ 今後は、3から5年程度の周期で定期的に水道料金の妥当性を検証すること

## 2 企業庁の対応（水道料金）

答申を基本に、これまでの県議会での議論や県民からの意見等を踏まえ、水道使用者の負担軽減に向け、改定率の圧縮と激変緩和等の措置を講じた企業庁としての改定案を作成した。

### (1) 改定率圧縮の取組

支出・収入両面の徹底した見直しにより、約170億円規模の財源対策を行い、財源不足額を縮減し改定率を圧縮する。

#### ア 施設整備費等の見直し

30年後の効果である「断水戸数の削減、復旧日数の短縮」を維持しつつ、事業運営のための資金を確保できることを前提とした施設整備費の見直しを行い、支出を圧縮（約130億円）する。

- ・ 水道管の太さや工法等の見直し
- ・ 点検・補修による長寿命化
- ・ その他電力調達の工夫による物件費等の見直し 等

#### イ 収入の確保

土地等の売却や借入金の精査等により、財源を確保（約40億円）する。

### (2) 激変緩和等の措置

#### ア 使用者への影響を軽減するための措置

- ・ 毎月の水道使用量が4 m<sup>3</sup>以内の少量使用者への配慮のため、基本水量を8 m<sup>3</sup>から4 m<sup>3</sup>に見直すことで基本料金を引き下げる。
- ・ 社会福祉減免のうち個人減免の対象世帯については、現在は基本料金相当額の免除により8 m<sup>3</sup>まで無料で使用可能であるが、基本水量を引き下げた場合影響を受けることから、当面、減免対象となる水量は8 m<sup>3</sup>を維持する。
- ・ 老人ホーム等の家事用多量使用者への影響を緩和するため、当面、最高単価の上限を引き下げた専用の料金を設定する。
- ・ 大口径使用者への配慮のため、答申よりも基本水量を引き下げることで、基本料金の上げ幅を抑制する。
- ・ 公衆浴場の入浴料金は物価統制令により上限が定められているため、口径別料金体系の例外として、これまでの配慮を継続した料金を設定する。
- ・ 口径別料金体系への移行に伴い、学校の施設として設けられたプールについては浴場用の区分から外れるが、激変緩和措置として、令和7年3月末までは公衆浴場用の料金を適用する。

### (3) 水道料金の改定案

#### ア 平均改定率

22%

#### イ 実施時期

令和6年10月1日

#### ウ 料金体系

現行の「用途別料金体系」を「口径別料金体系」に見直す。

#### エ 基本水量及び基本料金

口径別に基本水量及び基本料金を設定する。

#### オ 従量料金

家事用、業務用及び一時用の従量料金を統合する。また、老人ホーム等の家事用多量使用者と公衆浴場に配慮した料金を別に設定する。

#### <料金表（改定案・税抜）>

基本水量及び基本料金 (税抜き)

口径	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)
25mm以下	4	890
30mm	10	1,300
40mm	20	6,000
50mm	30	11,500
75mm	100	27,010
100mm	150	45,030
150mm	350	119,100
200mm	500	195,460
250mm	800	315,640
300mm	1,200	489,000

従量料金（基本水量を超過した水量に適用） (税抜き)

使用水量	金額(円) (1 m <sup>3</sup> につき)
5 m <sup>3</sup> を超え8 m <sup>3</sup> までの分	20
8 m <sup>3</sup> を超え15 m <sup>3</sup> までの分	153
15 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> までの分	164
20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> までの分	220
30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの分	285
50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> までの分	310
100 m <sup>3</sup> を超え300 m <sup>3</sup> までの分	338
300 m <sup>3</sup> を超え1,000 m <sup>3</sup> までの分	366
1,000 m <sup>3</sup> を超える分	463

※老人ホーム等の家事用使用者の場合、1,000m<sup>3</sup>を超える分は366円とする

浴場用料金

基本水量及び基本料金

基本水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)
4	890

(税抜き)

従量料金（基本水量を超過した水量に適用）

使用水量 (m <sup>3</sup> )	金額(円) (1 m <sup>3</sup> につき)
5 m <sup>3</sup> を超え8 m <sup>3</sup> までの分	20
8 m <sup>3</sup> を超える分	57

#### 《参考》 現行の料金表

基本水量及び基本料金 (税抜き)

用途	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)
家事用	8	710
業務用		
浴場用		
一時用	8	1,249

従量料金（基本水量を超過した水量に適用） (税抜き)

用途	使用水量	金額(円) (1 m <sup>3</sup> につき)
家事用	8 m <sup>3</sup> を超え15 m <sup>3</sup> までの分	128
	15 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> までの分	135
	20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> までの分	172
	30 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの分	237
	51 m <sup>3</sup> を超える分	294
業務用	8 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> までの分	201
	50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> までの分	221
	100 m <sup>3</sup> を超え300 m <sup>3</sup> までの分	280
	300 m <sup>3</sup> を超え1,000 m <sup>3</sup> までの分	337
	1,000 m <sup>3</sup> を超え10,000 m <sup>3</sup> までの分	394
	10,000 m <sup>3</sup> を超える分	436
浴場用	8 m <sup>3</sup> を超える分	57
一時用	8 m <sup>3</sup> を超える分	589

## カ 社会福祉減免

個人減免及び施設減免については、現行の制度を継続する。

なお、個人減免について、減免対象の水量は8 m<sup>3</sup>を維持する。

### (4) モデルケースにおける水道料金の現行と改定案との比較

#### ア 小口径（口径25ミリ以下・1か月料金）

想定使用者	用途	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行料金 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	増減率	想定 戸数
単身世帯(1)	家事用	4	781	979	198	25.35%	21万戸
単身世帯(2)		8	781	1,067	286	36.62%	21万戸
2人世帯		15	1,766	2,245	479	27.12%	29万戸
3人世帯		20	2,509	3,147	638	25.43%	20万戸
4人世帯		23	3,076	3,873	797	25.91%	10万戸
5人世帯		28	4,022	5,083	1,061	26.38%	13万戸
6人世帯		34	5,443	6,821	1,378	25.32%	9万戸
老人ホーム		250	74,295	84,657	10,362	13.95%	60戸
小売店	業務用	15	2,328	2,245	△ 83	△ 3.57%	8,000戸
事務所		30	5,645	5,567	△ 78	△ 1.38%	5,000戸
飲食店		100	22,222	28,887	6,665	29.99%	3,000戸
グループホーム		500	157,962	183,767	25,805	16.34%	200戸

(注) 単身世帯(1)…使用量が少量の場合（1か月4 m<sup>3</sup>・2か月で8 m<sup>3</sup>）

単身世帯(2)…標準的な使用量の場合（1か月8 m<sup>3</sup>・2か月で16 m<sup>3</sup>）

#### イ 中口径（口径30～50ミリ、1か月料金）

想定使用者	用途	口径	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行料金 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	増減率	想定 戸数
4人世帯	家事用	30	23	3,076	3,899	823	26.76%	15戸
共用栓		40	25	3,455	6,600	3,145	91.03%	50戸
老人ホーム		50	1,500	478,545	587,180	108,635	22.70%	5戸
事務所	業務用	40	100	22,222	29,920	7,698	34.64%	600戸
飲食店		50	250	68,422	85,470	17,048	24.92%	200戸
グループホーム		50	1,000	343,312	385,880	42,568	12.40%	200戸
公園		40	30	5,645	6,600	955	16.92%	100戸
学校		50	300	83,822	104,060	20,238	24.14%	100戸
宿泊施設		50	2,000	776,712	895,180	118,468	15.25%	250戸

#### ウ 大口径（口径100ミリ・1か月料金）

想定使用者	口径	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行料金 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	増減率	想定 戸数
地下水利用	100	8	781	49,533	48,752	6242.25%	5戸
平均使用量	100	1,000	343,312	387,123	43,811	12.76%	50戸
多量使用時	100	10,000	4,243,912	4,970,823	726,911	17.13%	60戸

## 4 今後のスケジュール

令和6年2月 第1回県議会定例会に県営上水道条例の改正議案を提出予定

## Ⅱ 「神奈川県営水道長期構想」の案及び次期「神奈川県営水道事業経営計画」の案について

「神奈川県営水道長期構想」（以下「長期構想」という。）及び「神奈川県営水道事業経営計画」（以下「経営計画」という。）について、策定に向け取り組んでおり、令和5年9月の当委員会に素案を報告した。

この度、素案に対する県民意見の募集の結果等を踏まえ、案を作成したので報告する。

### 1 県民意見募集の結果

#### (1) 実施期間

令和5年10月10日～11月9日

#### (2) 意見募集の周知

- ・ リーフレット全戸配布による事前周知
- ・ 県政記者クラブへの情報提供
- ・ 県及び協力市町の窓口への配架
- ・ 県のホームページによる情報発信
- ・ 「神奈川県企業庁LINE公式アカウント」による周知
- ・ 神奈川県営水道Facebookによる周知
- ・ 県営水道フレンズへのメール配信
- ・ PR TIMES<sup>\*</sup>への掲載（※プレスリリース配信サービス）

#### (3) 実施結果

##### ア 寄せられた意見の件数 37件<sup>\*</sup>

※両方の素案に関する意見をそれぞれに計上しているため、寄せられた意見の件数と、長期構想と経営計画の意見数の合計が一致しない。

##### イ 意見の内訳

	内訳	件数
長期構想	(ア) 長期構想策定の目的と位置付け	0件
	(イ) 水道事業を取り巻く事業環境	0件
	(ウ) 県営水道の現状と課題	8件
	(エ) 県営水道として目指す姿	17件
	(オ) 長期構想の推進	2件
	(カ) 用語集	0件
	(キ) その他	6件
	計	33件



経営計画	(ア) 経営計画の目的と位置付け	0件
	(イ) これまでの取組	0件
	(ウ) これからの県営水道	6件
	(エ) 計画期間における主要事業	14件
	(オ) 財政収支見通し	0件
	(カ) 経営計画の推進	2件
	(キ) 用語集	0件
	(ク) その他	7件
	計	29件

## ウ 意見の反映状況

	内訳	件数
長期構想	(ア) 構想案に反映するもの、または既に反映しているもの	10件
	(イ) 今後の参考とするもの	8件
	(ウ) 構想の性質等に照らして反映できないもの	0件
	(エ) その他（質問・感想等）	15件
	計	33件
経営計画	(ア) 計画案に反映するもの、または既に反映しているもの	8件
	(イ) 今後の参考とするもの	6件
	(ウ) 計画の性質等に照らして反映できないもの	0件
	(エ) その他（質問・感想等）	15件
	計	29件

## エ 寄せられた主な意見

### (ア) 構想案・計画案に反映する、または既に反映しているもの

- ・ いくら管路を耐震化したところで、浄水できなければ意味がないため、取水・浄水施設、配水池、加圧ポンプ所等を優先的に整備すべきではないか。
- ・ 施設の統合をしてスケールメリットを出すべきではないか。

### (イ) 今後の参考とするもの

- ・ スマートメーターは導入費用、通信費が高額なため、検針困難地区に限定すべきではないか。
- ・ 水質監視をさらに強化してほしい。

### (ウ) 計画の性質等に照らして反映できないもの

なし

### (I) その他（質問・感想等）

- ・ 民営化せず、県で引き続き運営してほしい。
- ・ 水道事業は住民の生命線であり、大切な公共事業であるため、事業は税金で賄い、収支状況に関わらず住民の不利益を避けるのが原則ではないか。

## 2 長期構想及び経営計画の素案からの主な変更点

### (1) 長期構想

- ・ 「新水道ビジョン」や「経営戦略」等、長期構想及び経営計画の策定に関連する情報について、コラムとして追加した。
- ・ ページレイアウトや、図表・文言について工夫し、より読みやすく分かりやすい表現となるよう全体的に修正を行った。
- ・ 神奈川県営水道事業審議会における審議経過や県議会常任委員会等への報告など、策定過程に関する内容について、資料編に追加した。

### (2) 経営計画

- ・ 個別事業のイメージを伝えるイラスト等について、より分かりやすくなるよう修正し、併せてデザインを統一した。
- ・ 安定給水や耐震化といった、水道利用者への影響の大きさに着目して目標項目を設定し、事業の効果等を分かりやすく表現した。
- ・ 神奈川県営水道事業審議会における審議経過や県議会常任委員会等への報告など、策定過程に関する内容について、資料編に追加した。

## 3 今後のスケジュール

令和6年2月 第1回県議会定例会に経営計画最終案を報告  
3月 長期構想及び経営計画を策定

### Ⅲ 「神奈川電気・ダム管理事業計画」の案について

「神奈川電気・ダム管理事業計画」について、策定に向け取り組んでおり、令和5年9月の当委員会に素案を報告した。

この度、素案に対する県民意見の募集の結果等を踏まえ、案を作成したので報告する。

#### 1 県民意見募集の結果

##### (1) 実施期間

令和5年10月10日～11月9日

##### (2) 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブへの情報提供
- ・ 県政情報センター等の窓口への配架
- ・ 県のホームページによる情報発信
- ・ 「神奈川県企業庁LINE公式アカウント」による周知
- ・ 神奈川県企業庁ダム・発電事業Facebookによる周知
- ・ PR TIMES\*への掲載（※プレスリリース配信サービス）

##### (3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 9件

イ 意見の内訳

内 訳	件数
(ア) 基本的事項	1件
(イ) 電気・ダム管理事業の共通の取組	3件
(ウ) 電気事業	1件
(エ) ダム管理事業	0件
(オ) 用語集	0件
(カ) その他	4件
計	9件

ウ 意見の反映状況

内 訳	件数
(ア) 計画案に反映するもの、または既に反映しているもの	5件
(イ) 今後の参考とするもの	1件
(ウ) 計画の性質等に照らして反映できないもの	0件
(エ) その他（質問・感想等）	3件
計	9件

## エ 寄せられた意見

### (ア) 計画案に反映する、または既に反映している

- ・ 発電事業の運営に必要な資格保有者をどれぐらい増やそうとしているのかわからない。
- ・ 県内の電力需要に対し、県営電気事業の水力発電と太陽光発電でどの程度賄えるのか記載すべき。
- ・ 設備維持にAIやアンドロイド、ロボット、ドローン等を取り入れるべき。
- ・ 長くて読むことが大変で理解し難い。
- ・ 三保ダムの素晴らしさをアピールして欲しい。

### (イ) 今後の参考とする意見

- ・ メリット、デメリットをわかりやすく読めるようにして欲しい。

### (ウ) 計画の性質等に照らして反映できない意見

なし

### (エ) その他（質問、感想等）

- ・ 難しい工法を採ってでも、水位を落とさず観光・レクリエーションと共存する「相模ダムリニューアル事業」に感銘を受けた。
- ・ 山には元々ダムの機能があるので、ダムは無駄だと思う。
- ・ 三保ダム広場がキャンプ場だったら良いと思う。

## 2 素案からの主な変更点

### (1) 人材の育成や技術の継承について

技術継承や研修に関する実施スケジュールを追加。

### (2) 資料集について

県営電気事業に関する資料集を追加。

### (3) 分かりやすさについて

- ・ 難解な用語を解説するための用語集の内容を充実した。
- ・ 一部、表現を平易にした分かりやすい文章に修正した。

## 3 今後のスケジュール

令和6年2月 第1回県議会定例会に最終案を報告

3月 「神奈川電気・ダム管理事業計画」を策定

#### IV 神奈川県内5水道事業者が目指す水道システム再構築について

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の水道事業者、並びにこれらの水道事業者に水道用水を供給する神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）の神奈川県内5水道事業者（以下「5事業者」という。）は、共通する課題に対応し、将来にわたり安定的に水道事業を継続していくため、連携して「水道システムの再構築」に取り組んでいる。

令和5年度は、具体的な施設整備内容や工程、費用負担等について検討を進め、「施設整備計画」として取りまとめる予定であり、現在までの検討状況と今後の進め方について報告する。

##### 1 令和4年度までの取組状況

水需要の減少や施設の老朽化、水質事故等への対応の強化など共通する課題の解決に向け、5事業者が連携して「水道システム再構築」に取り組むこととし、その方向性と目標を次のとおり設定した。

表 「水道システム再構築」の取組の方向性と目標

取組の方向性	目 標	見込まれる効果
水道施設の再構築	現在の11浄水場を8浄水場へ再編(ダウンサイジング) - 企業団の3浄水場を増強 - 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備	更新費用の削減 維持管理費の削減
上流取水の優先的利用	上流(沼本)の未利用水利権の活用 下流(寒川)の水利権を上流(沼本・社家)で活用	水質事故リスク低減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減
取水・浄水の一体的運用	取水・浄水・送水の一体的運用の仕組みを構築	災害・事故時などにおいても、弾力的な水運用を実現



図 「水道システム再構築」における浄水場の再編

## 2 令和5年度の取組状況

令和5年度は、「施設整備計画」策定に向け、5月に「浄水場の統廃合を行う場合に必要となる施設整備」の概要を取りまとめ、これに基づき企業団が行う施設整備の工程・工法・費用などについて具体的な検討を深めながら、費用負担のあり方の調整等に取り組んでいる。

### (1) 施設整備の検討

「水道システム再構築」のために必要となる企業団の3浄水場の増強と確保すべき浄水能力（全体で約230万～250万 $\text{m}^3$ /日）や、企業団の送水管路のルート選定等の結果を踏まえ、長期に及ぶ「水道システム再構築」期間中も安定給水を確保するため、浄水場の廃止時期や災害・事故時のバックアップも想定した口径・延長の精査や、具体的な整備工程の検討を行っている。

### (2) 費用負担のあり方の調整

費用負担の方法は、受水費（水道事業者が企業団から購入する水の代金）での負担を基本とする。また、これまでの水源開発に基づく責任水量制の維持を前提とし、各水道事業者の基本水量の割合に応じて負担する考え方で調整を進めている。

### (3) 関係機関等との調整

「水道システム再構築」の実現には、浄水場廃止や上流取水の優先利用に伴う河川に関する課題に適切に対応し、水利権の許可を受ける必要がある。

そこで、関係部局との情報共有や課題等の確認を行うとともに、県政策局と連携し河川管理者である国とも具体的な事前相談を進めている。

### (4) 財政支援獲得に向けた国への提案・要望

水道事業者の負担軽減のため、5事業者の水道広域化の取組に対し、国として財政支援のための補助制度を創設するよう、機会を捉えて関係省庁を訪問するなどして提案・要望を行っている。

## 3 今後の進め方

5事業者は「施設整備計画」を今年度末までに取りまとめる予定であり、この「計画」により具体的な施設整備の姿を示し、引き続き関係機関等との調整、財政支援獲得に向けた提案・要望を進めていく。

## V 箱根地区水道事業包括委託（第3期）の事業者選定結果について

「箱根地区水道事業包括委託」の第2期事業は、令和6年3月で終了することから、令和6年4月からの第3期事業では、これまでの取組で構築した「公民連携かながわモデル」の本格運用を行うこととして、今般第3期の事業者を選定し、基本協定を締結した。

### 1 事業概要

#### (1) 事業期間

令和6年4月から令和16年3月まで（10年間）

#### (2) 業務内容

第2期と同様、水道事業運営にかかる業務全般及び水道施設の更新工事等の業務について一括して行うとともに、新たに事業期間後半5年分の施設更新に係る工事計画案の作成業務を行う。

### 2 事業者の選定

#### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

#### (2) 審査方法

事業者の選定に当たっては、資格審査、基礎審査の後、学識者等で構成する「箱根地区水道事業包括委託（第3期）事業者選定審査会（以下「審査会」という。）」において、提案審査として業務内容の提案について専門的知見から意見聴取及び評価を行った。

この結果をもとに企業庁内の機種等選定会議において事業者を選定した。

#### (3) 審査会の構成

区分	役職等	氏名
委員長	東京都市大学 工学部 教授	長岡 裕
副委員長	東京都立大学 准教授	荒井 康裕
委員	明大昭平・法律事務所 弁護士	池田 陽子
委員	日本水道協会 水道技術総合研究所 主席研究員	今井 滋
委員	箱根町 環境整備部長	座間 毅

(4) 応募者数

1 グループ

(5) 選定結果

審査した結果、令和5年10月26日付で次のグループを選定事業者として決定し、同年11月24日に基本協定を締結した。

グループ名	箱根水道パートナーズ
代表事業者	月島JFEアクアソリューション株式会社
構成事業者	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 神奈川県管工事業協同組合 株式会社デック

3 今後のスケジュール

令和5年12月 基本契約の締結

令和6年4月 実施契約の締結

第3期の業務開始



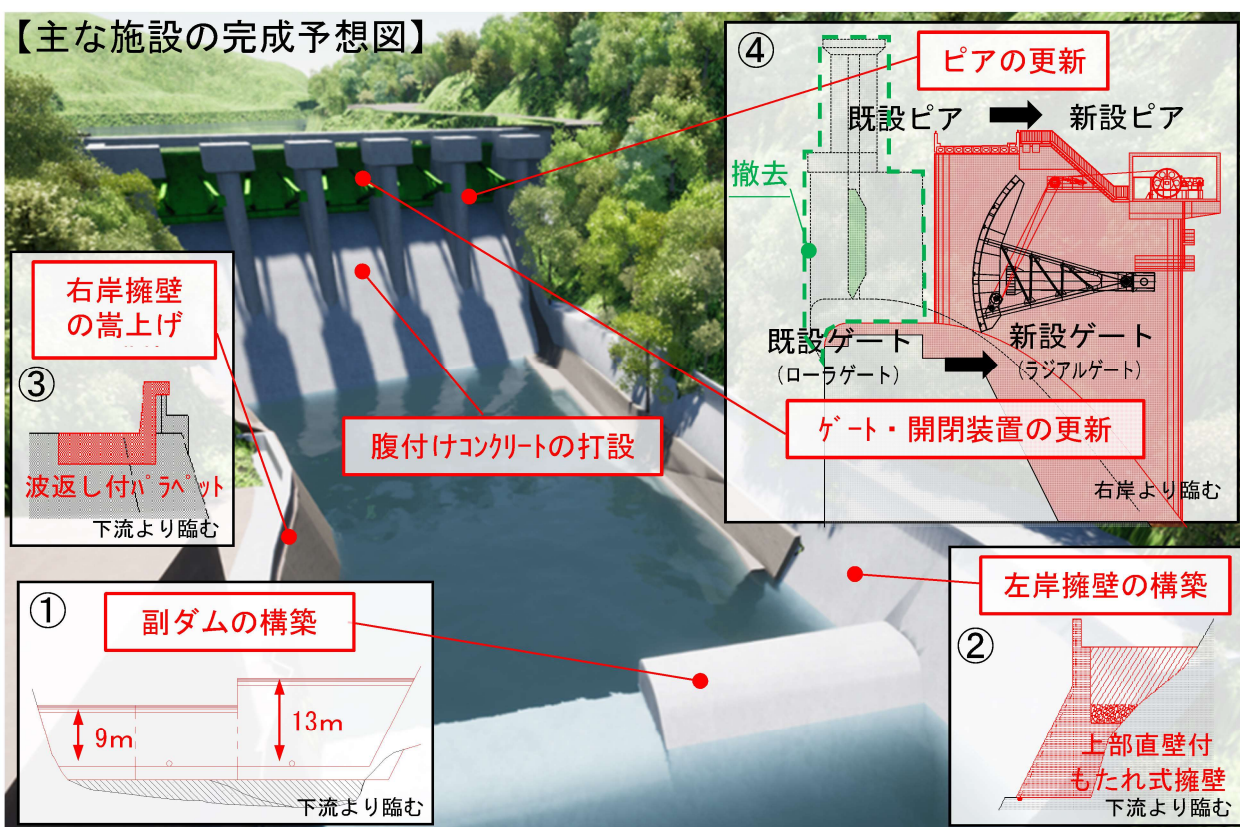
## VI 相模ダムリニューアル事業実施計画について

相模ダムを将来にわたり健全に保ち、発電及び水道用原水の安定供給を図ることを目的に、老朽化した放流施設の更新及び長年にわたる放流水の影響により浸食が進行している下流河道の保護を図るため、相模ダムリニューアル事業を開始した。

この度、概算工事費及び事業期間の精査が終了し、実施計画を取りまとめたことから、その概要を報告する。

### 1 実施計画の概要

#### (1) 事業内容



主な施設		主な内容
下流施設 (減勢工)	① 副ダム	副ダムの構築 幅:約55m 高さ:13m(左岸)、9m(右岸)
	② 左岸擁壁	上部直壁付もたれ式擁壁の構築 延長:約110m 高さ:24.5m(最大)
	③ 右岸擁壁	波返し付パラペットによる嵩上げ 延長:約47m 高さ:2.0m
放流施設	洪水吐ゲート	鋼製ラジアルゲートに更新(5門) 11.5m×11.2m(1門当たり)
	④ 調節ゲート	鋼製ラジアルゲートに更新(1門) 2.75m×8.2m(1門当たり)
	ピア、ダム堤体	ピアの更新(7基)、腹付けコンクリート コンクリート打設 約28,000m <sup>3</sup>

(2) 事業期間

本体工事期間：令和6年度から令和24年度

(事業計画策定時(平成30年度)の想定では、令和20年度までの15年間)

種 別	R6	R7	R8	R9	～	R14	～	R21	R22	R23	R24	
下流施設工事	→											
放流施設工事				→								
付帯工事	→											
調査・設計業務	→											

<参考> 調査・検討期間：令和元年度から令和5年度

(3) 概算工事費

約420億円(税込み)

(事業計画策定時(平成30年度)の積算では、約252億円(税込み))

種 別	費 用
直接経費	359億円
下流施設工事	106億円
放流施設工事	207億円
付 帯 工 事	16億円
準 備 工 事	11億円
調査・設計業務	18億円
用地費及び補償費	1億円
間接経費(職員費、物件費)	25億円
消費税(10%)	36億円
合 計	420億円

(4) 事業費負担

県営電気事業が事業費全額を支出し、相模ダムの水を利用する各水道事業者(県営水道事業、横浜市、川崎市及び横須賀市)は負担率を乗じた金額を県営電気事業に支払う。

事業者	神奈川県		横浜市	川崎市	横須賀市	計
	電気事業	水道事業				
負担率	53.3%	5.9%	20.9%	19.7%	0.2%	100%

## (5) 治水への協力

気候変動により災害リスクが高まる中で、相模川全体における治水機能の強化に向けて協力するため、相模ダムリニューアル事業では可能な限り事前放流の強化を図る。なお、治水への協力により国庫補助を受け負担軽減に努めている。

## 2 今後のスケジュール

実施計画に基づき、河川法の手続きや関係事業者と協議等を行い、令和6年度からの本格的な工事着工を目指す。

## Ⅶ 水道メータの不適正検針に係る再点検結果について

### 1 経緯

県営水道の水道メータの検針業務を受託している、株式会社宅配（本社：東京都文京区。以下「受託業者」という。）の点検員Aが、一部業務において、実際には目視検針を行わず、過去の使用量などをもとに架空の値を報告していた事案を受け、受託業者が実施する検針業務全体の適正な履行を確認するために実施した、受託地区（平塚及び厚木水道営業所管内）の全件再点検結果を報告する。

### 2 受託業者の受託地区に係る全件再点検

受託業者が請け負っている地区（平塚、厚木水道営業所管内）において、検針が適正に履行されているかを確認するため、8月及び9月の定期点検に併せて再点検を実施した。

#### (1) 調査方法

##### ア 全水道メータの指針調査

全点検員が検針時に数値を端末機に入力するだけでなく、水道メータの指針を写真撮影し、受託業者の業務指導員が、撮影された水道メータの指針と検針報告の結果を照合することで、点検員が今回の検針で不適正な検針値を報告していないことを確認した。なお、水道メータの設置位置が奥まっているなどの事情でメータの写真撮影ができなかったもの等は、業務指導員が現地を確認して照合を行った。

また、検針結果について、不適正検針が疑われる値がないかを確認した。

##### イ 全点検員の作業確認

受託業者の業務指導員が全点検員の検針作業に一日同行して、水道メータ検針時の作業の流れや動作等をチェックし、作業が適正に実施されていることを確認した。

## (2) 調査結果

項目／営業所名		平塚	厚木	合計
検針件数		163,965	178,651	342,616
(写真撮影による照合)		(163,061)	(177,114)	(340,175)
(現地確認による照合)		(904)	(1,537)	(2,441)
結果	一致を確認	163,945	178,635	342,580
	入力誤り	20	16	36
	不適正な検針値	0	0	0
	合計	163,965	178,651	342,616

検針データと、点検員が撮影した写真や業務指導員による指針確認結果との照合の結果、不適正な検針値の報告がなかったことが確認できた。

なお、端末機に検針値を入力する際、「4」と「7」等、隣接する数字を打ち間違えたもの（入力誤り）が36件見つかったため、「量水器点検及び引越点検業務処理手順」に基づき修正手続きを行った。

今回の検針値が前回点検時の値を下回っているものはなかった。また、過去の検針値（使用水量）と比較し、大きな変動があるもののうち、再調査等の結果、前回検針が不正に行われていた疑いがあるものはなかった。

## 3 再発防止等

### (1) 受託業者への指導

適切に業務を履行するよう、受託業者への指導を強化していく。なお、本件を受けて受託業者は、内部監査の頻度の増や、点検員の担当地域交換の頻度増などの再発防止策を実施している。

### (2) 新規契約発注における対策

今後新たに締結する同委託の契約内容について、故意または重大な過失により契約の本旨に従った履行が為されないときは発注者に対して違約金を払う条項を追加した。また、業者の選定にあたって、提案書の評価項目に受注者独自のリスク管理を追加することで、業務上の不正を防止する提案とその内容の実施を事業者に求めていく。

### (3) 企業庁独自の抜き打ち調査の強化

すべての給水区域において委託した点検業務が適切に行われているかを確認するため実施している抜き打ち調査を強化し、実効性を高める。